

東京都シルバーパス条例の一部を改正する条例（案）

東京都シルバーパス条例（平成十二年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「東京都日暮里・舎人ライナー」の下に「並びに多摩都市モノレール株式会社が運行するモノレール及び株式会社ゆりかもめが運行する電車」を加える。

第四条中「費用として」の下に「、その所得に応じた」を加える。

第五条及び第六条を次のように改める。

（バスの利用）

第五条 指定団体は、バスの発行を受けた者が、一般乗合旅客自動車を運行する運送事業者に当該バスを提示することにより、一般乗合旅客自動車に乗車できるようしなければならない。

（バスの通用区間等）

第六条 バスの通用区間は、別表の上欄に掲げる運送事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとし、バスの有効期間は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる運行系統は、バスの通用区間から除外する。ただし、知事が別に指定する運行系統は除く。

- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十九号）第九条第一項の規定により国土交通大臣が運賃の特殊割増しを認可した運行系統
- 二 道路運送法第二十一条第二号の規定により国土交通大臣の許可を受けて乗合旅客を運送する運行系統
- 三 定期観光運送（定期に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送することをいう。）を目的として定めた運行系統

四 専ら一の特別区又は市町村の区域を超えて、かつ、その長さがおおむね五十キロメートル以上の路線において

て、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送する運行系統

五 地方公共団体、民間団体その他の団体の委託を受けて乗合旅客を運送する運行系統

六 季節により、又は臨時に設けられた運行系統

3 前項各号に定めるもののほか、知事は、バスの通用区間とすることが適当でないと認める運行系統があるときは、規則で定めるところにより、当該運行系統を通用区間から除外することができる。

4 知事は、第二項ただし書の規定による指定をしたときは、又は指定を変更したときは、その旨を告示する。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第六条関係）

運送事業者	通用区間
東京都交通局	全路線の停留所又は駅の相互間
多摩都市モノレール株式会社	
株式会社ゆりかもめ	
右に掲げるもの以外で規則で定める運送事業者	東京都の区域に係る路線のうち、東京都内の停留所相互間及び東京都内の停留所と東京都外の停留所相互間

附 則

この条例は、平成三十年十月一日から施行する。

（提案理由）

バスの発行の対象者の所得に応じて費用の負担区分を増やすことにより負担を軽減するとともに、バスを利用できる運送事業者及びバスの通用区間を拡大する必要がある。

東京都シルバーバス条例（平成十二年東京都条例第百三十二号）新旧対照表（抄）

	改 正 案	現 行
第一条 (事業の支援)	第一条 (略)	第一条 (略)
第一項 東京都は、この条例及びこの条例に基づく東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところに従じ高齢者がバスを利用するにより一般乗合旅客自動車（東京都交通局が運行する電車、地下高速電車及び東京都日暮里・舎人ライナー並びに多摩都市モノレール株式会社が運行するモノレール及び株式会社ゆりかもめが運行する電車を含む。以下同じ。）に乗車できるようとする事業を行う者として、知事が指定するもの（一団体に限る。以下「指定団体」に乘車できるようとする事業を行う者として、知事が指定するもの（一団体に限る。以下「指定団体」という。）に対し、その事業の実施に必要な支援を行うものとする。	第一項 東京都は、この条例及びこの条例に基づく東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところに従じ高齢者がバスを利用するにより一般乗合旅客自動車（東京都交通局が運行する電車、地下高速電車及び東京都日暮里・舎人ライナーを含む。以下同じ。）に乗車できるようとする事業を行う者として、知事が指定するもの（一団体に限る。以下「指定団体」という。）に対し、その事業の実施に必要な支援を行うものとする。	
2 (現行のとおり)	2 (略)	2 (略)
第三条 (現行のとおり)	第三条 (略)	第三条 (略)
(費用の負担)	(費用の負担)	(費用の負担)
第四条 対象者は、バスの発行を受ける際に、バスの利用及びバスの発行に要する費用として、その所得に応じた規則で定める額を負担するものとする。	第四条 対象者は、バスの発行を受ける際に、バスの利用及びバスの発行に要する費用として規則で定める額を負担するものとする。	第四条 対象者は、バスの発行を受けた者が、当該バスを規則で定める運送事業者（以下「運送事業者」という。）に提示するにとどめ、運送事業者が運行する一般乗合旅客自動車に乗車できるようになければならない。
(バスの通用区間等)	(バスの通用区間等)	(バスの通用区間等)
第六条 バスの通用区間は、別表の上欄に掲げる運送事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に定めるところにより、バスの有効期間は、規則で定める。	第六条 バスの通用区間及び有効期間は、規則で定める。	第六条 バスの通用区間及び有効期間は、規則で定める。
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる運行系統は、バスの通用区間から除外する。ただし、知事が別に指定する運行系統は除く。		
一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第一項の規定により国土交通大臣が運賃の特殊割増しを認可した運行系統		

一 道路運送法第二十一条第一号の規定により国土交通大臣の許可を受け
て乗合旅客を運送する運行系統

三 定期観光運送（定期に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅
客を専ら運送することをいう。）を目的として定めた運行系統

四 専ら一の特別区又は市町村の区域を超えてかつ、その長さがおおむね
五十キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行
する自動車により乗合旅客を運送する運行系統

五 地方公共団体、民間団体その他の団体の委託を受けて乗合旅客を運送
する運行系統

六 季節により、又は臨時に設けられた運行系統

3) 前項各号に定めるもののが、知事は、バスの通用区間とする」とが適
当でないと認める運行系統があるときは、規則で定める以外のとおり、當
該運行系統を通用区間から除外することができる。

4) 知事は、第二項ただし書の規定による指定をしたときは、又は指定を変更
したときは、その旨を告示する。

第七条から第十条まで (現行のとおり)

附
則

附
則(平成10年条例第四号) (現行のとおり)

附
則

この条例は、平成三十年十月一日から施行する。

別表 (第六条関係)

運送事業者	通用区間
東京都交通局	全路線の停留所又は駅の相互間
多摩都市モノレール株式会社 株式会社ゆりかもめ	東京都の区域に係る路線のうち、東 京都内の停留所相互間及び東京都内 の停留所と東京都外の停留所相互間

第七条から第十条まで (略)

附
則 (略)
附
則(平成10年条例第四号) (略)